

平成 21 年度
青少年有害環境モニタ一調査
～ 青少年の健全な育成のために ～

報 告 書

平成 22 年 3 月

内 閣 府

はじめに

政府では、平成20年12月に決定された新しい「青少年育成施策大綱」において、「青少年を取り巻く有害環境への対応」として、青少年インターネット環境整備法の的確な施行や携帯電話等をめぐる問題への取組、性風俗関連特殊営業の取締り、酒類・たばこの未成年者に対する販売等の禁止等を盛り込み、これに従い、関係省庁が一体となって取組を推進しているところである。しかし、現在も地域社会あるいはインターネット上には、性的なものや暴力的で残忍なものなど、子どもの人格形成に悪影響を及ぼす危険性のある有害な情報は後を絶たず、例えば、いわゆる出会い系サイトの利用により、毎年1,000人以上の子どもが被害に遭っている状況である。

こうした状況に対し、内閣府では、子どもを取り巻く地域の有害情報や、インターネット上の有害情報の実態等の把握を目的に「青少年有害環境モニター調査」を実施し、全国の青少年育成関係者等から情報提供を受け、実態の把握に取り組んできているところである。平成21年度も全国各地から1,000件を超える有害情報が寄せられた。また、今回は、委員各位の御意見を基に、全国の青少年育成関係者等が地域で取組み青少年育成に効果があった活動についても、報告のあった範囲でまとめている。

本調査を実施するにあたり、委員各位並びにご協力いただいた関係諸機関の方々に心より御礼申し上げます。今後、関係省庁や地方公共団体、業界団体等の青少年育成関係者による青少年を有害環境から守るための施策の検討、及び、地域における自主的な取組の推進にあたり、本書を活用いただければ幸いです。

平成22年3月

内閣府

目 次

第1章 調査の概要

| | |
|---------------|---|
| 1. 調査背景 | 1 |
| 2. 調査目的 | 1 |
| 3. 調査方法 | 1 |
| 4. 調査期間 | 2 |
| 5. モニターの概要 | 2 |
| 6. 使用した調査票 | 3 |
| (1) 調査票 | 3 |
| (2) モニターアンケート | 4 |
| 7. 有害情報の定義 | 6 |
| 8. 調査実施機関 | 6 |
| 9. 企画評価委員会 | 6 |

第2章 調査結果の概要

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1節 調査票 | 11 |
| 1. 属性 | 11 |
| 2. 取得した有害情報 | 12 |
| 3. 有害情報の実例 | 16 |
| 第2節 モニターアンケート | 18 |
| 1. 属性 | 18 |
| 2. 深刻であると思う有害情報 | 20 |
| 3. 青少年を有害情報から守るために地域で行われている活動 | 23 |
| 4. 効果的であった青少年育成活動 | 26 |
| 5. 国や自治体に取り組むべき有害環境対策のうち効果的だと思う対策 | 27 |
| 6. 有害環境対策における意見・要望 | 30 |
| 第3節 委員コラム | 31 |

第3章 お寄せいただいたご意見（抜粋）

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1節 調査票 | 39 |
| 1. 広告物 | 39 |
| 2. 自動販売機 | 46 |
| 3. 携帯電話 | 54 |
| 4. 雑誌・出版物 | 69 |
| 5. ビデオ・DVD・CD-ROM | 77 |
| 6. テレビ番組 | 84 |
| 7. コンビニ・量販店 | 91 |
| 8. インターネットカフェ・まんが喫茶 | 99 |
| 9. 出会い系喫茶 | 103 |
| 10. サラ金 | 105 |
| 11. 酒・たばこ | 107 |
| 12. 大麻などの薬物 | 115 |
| 13. カラオケBOX | 122 |
| 14. インターネット上の各種サイト | 130 |
| 15. ゲームセンター | 145 |
| 16. 溜まり場・居場所（7、8、9、13、15除く） | 152 |
| 第2節 モニターアンケート | 160 |
| 1. 効果的であった青少年育成活動 | 160 |
| 2. 有害環境対策における意見・要望 | 175 |